

議案第 3 4 号

**東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援
等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部
を改正する条例の制定について**

東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運
営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和 3 年 5 月 3 1 日提出

東近江市長 小 椋 正 清

東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 東近江市指定居宅介護支援等の指定並びに指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例(平成30年東近江市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第4条 法第47条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第81条第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)の定めるところによる。この場合において、同令第29条第2項(同令第30条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第5条を削る。

(東近江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 東近江市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成30年東近江市条例第12号)の一部を次のように改正する。

第4条を次のように改める。

(指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準)

第4条 法第59条第1項第1号の条例で定める基準並びに法第115条の24第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号)の定めるところによる。この場合において、同令第28条第2項(同令第32条において準用する場合を含む。)中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

第5条を削る。

(東近江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 東近江市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成30年東近江市条例第13号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第78条の4第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）の定めるところによる。この場合において、同令第3条の40第2項、第17条第2項、第36条第2項、第40条の15第2項、第60条第2項、第87条第2項、第107条第2項、第128条第2項、第156条第2項及び第181条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

（東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第4条 東近江市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成30年東近江市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

（指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準）

第3条 法第115条の14第1項及び第2項の条例で定める基準は、指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成18年厚生労働省令第36号）の定めるところによる。この場合において、同令第40条第2項、第63条第2項及び第84条第2項中「2年間」とあるのは、「5年間」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、本市条例の一部を改正する必要性が生じたため、本議案を提出するものである。